

## 建物管理業務における有資格者の継続雇用の確認について

平成18年度より下記対象業務については、法令の規定により配置が必要となる有資格者が契約日において3ヶ月以上継続雇用している方を契約締結の要件としています。

### 対象業務及び有資格者

対 象 業 務	資 格
① 消防設備点検業務	消防設備有資格者又は 消防設備士 防火対象物点検資格者
② 電気設備点検業務（高圧）	電気主任技術者
③ ボイラー設備保守点検業務	ボイラー整備士

**※有効期限のある資格については、期限切れにご注意ください。**

### 確認の方法

契約時に次に掲げる継続雇用の確認ができる、いずれかの書類の写しを提出してください。

- 1 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 2 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
- 3 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- 4 その他公的機関の発行した書類で継続雇用の確認ができるもの

なお、1～4までの書類が提出できない場合は、【国民健康保険被保険者証】及び【源泉徴収票又は確定申告書の写し】、並びに【税務調査承諾書】を提出してください。

**（注）上記の書類は、有資格者選任届及び資格者証の写しと一緒に提出してください。**

※有資格者選任届、税務調査承諾書は、下記のホームページアドレス [https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo\\_business/nyusatsu\\_keiyaku/oshirase/11296.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/oshirase/11296.html) からダウンロードしてください。

※コピーする際には、本人の氏名、生年月日、資格取得年月日等の就職年月日の分かる部分、事業所の所在地・名称以外の項目は必要ありませんので、その他の項目は黒塗りしたうえで提出してください。

※雇用については、雇用形態は問いませんが通年雇用であることが条件となります。（人材派遣、下請は認めません。）

問い合わせ先 金沢市総務局監理課  
Tel.220-2105